

経営健全化計画書

和歌山県串本町
国民宿舎事業会計

第1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

営業収益の減少

- ・那智勝浦町、白浜町といった近隣町に京阪神からの往復送迎バス代込み1泊2日2食付きで9,800円という超格安の民間宿泊施設ができ、低価格が売りになっていた国民宿舎のメリットが薄れてしまったこと
- ・観光名所、史跡巡りといった従来の団体旅行いわゆるマストツーリズムからエコツーリズムやグリーンツーリズムのような体験を重視した着地型観光のニーズが増加してきたが、それらを上手く組み合わせた宿泊プランの売り出しに着手できなかったこと
- ・情報社会となったにもかかわらずネット予約のシステムを導入しなかったこと
以上のように時代の変化に伴う対応の遅れなどから宿泊者が減少し、営業収益が減少した。

【宿泊者数と営業収益】

	宿泊者数(人)	営業収益(千円)
・平成8年度	11,493	142,256
・平成17年度	7,469	100,510
・平成18年度	6,617	87,428
・平成19年度	6,554	80,635
・平成20年度	7,738	83,865

近年では最も宿泊客数と営業収益の高かった平成8年度と合併以後の比較
平成20年度の営業収益については、指定管理者の利用料金

【平成19年度地方公営企業年鑑より】

<平成19年度経常収支比率>

- ・法適用の観光施設事業（全国68事業）の平均 93.1%
- ・串本町 87.5%

企業債の償還

施設の老朽化とニーズの高いベッドルームの整備による増改築や駐車場等の周辺整備のために平成6年度に47,700千円、平成7年度に130,200千円、平成10年度に93,800千円と借り入れた企業債の元利償還額が、平成12,13年度で33,416千円、平成14年度で38,036千円と増大し、平成20年度においてもなお20,390千円と多額にのぼっている。

以上のような理由から当会計の不良債務残高は、平成17年度末で144,494千円、平成18年度末で157,436千円、平成19年度末で182,819千円と増大した。

【平成19年度地方公営企業年鑑より】

<平成19年度不良債務比率>

- ・法適用の観光施設事業（全国68事業）の平均 33.9%
- ・串本町 226.7%

第2 計画期間

平成21年度から平成28年度まで8年間

中間目標として、平成20年度決算時で194.1%の資金不足比率を、平成24年度には108.9%程度まで減少させる

第3 経営の健全化の基本方針

(1)事業の意義、公営企業として実施する必要性等

吉野熊野国立公園に指定されている美しい荒船海岸、海水の美しさに定評のある田原海水浴場といった絶好のフィールドの核となる施設であり、旧古座町エリアの観光振興を考える上でも重要である。また、地元商店からの原材料等の購入や近年の景気の悪化に伴い就業機会が減少してきている中、20数名の地元住民の雇用の場の確保による経済効果からも十分存続意義のある施設である。

平成20年度から指定管理者制度の導入により民間に経営を委ねたことで新たな負債の発生はなくなっており、今後民間譲渡の方向性についても検討していくこととする。

(2)組織、定員及び給与に関する事項

平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間に経営を委ねており、町職

員の配置は行わない。

(3)投資に関する事項

指定管理者による管理運営が行われているが、施設修繕負担金として上限200万円を一般会計から繰り入れていくこととする。大規模改修等については、今後の社会情勢の推移や費用対効果を十分考慮して慎重かつ適切に対応していく。

(4)料金その他の収入に関する事項

利用料金については、串本町国民宿舎条例第11条関係別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものであるが、利用者にとって公正妥当な料金設定となるよう配意する。また指定管理者において営業収益が生じた場合、その一定割合を納付させることとする。

(5)一般会計からの繰入金に関する事項

施設修繕に係る経費の一部、企業債償還に要する経費及び不良債務解消に要する経費については全額を繰り入れるものとする。

(6)経営基盤の強化に関する事項

平成20年度より指定管理者制度を導入したところである。町(公営企業)による適切な管理・監督の下に適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、経営基盤の強化に努める。指定管理者についても業務執行能力について定期的な評価等を実施していく。

(7)地方財政法に定める資金の不足額の解消策

指定管理者制度を導入の際、計画的に10年間で不良債務を解消していくこととしているが、一般会計に負担がかからない範囲において、できるだけ早期に解消できるよう繰入金の増額による解消期間の短縮に努める。

(8)資金管理・調達に関する事項

適正かつ効率的な資金管理及び資金調達に努める。

(9)情報公開に関する事項

串本町国民宿舎事業の理解を深めていただくため、ホームページや町報を利用した情報公開を進める。

第4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

一般会計繰入金の確保

現在当会計の収入は一般会計からの繰入金のみとなっており、資金不足比率を経営健全化基準である20%未満とするためには、指定管理者からの利益配分によることも考えられるが、近年の景気悪化による観光産業の低迷から大きな期待はできない状況にあり、一般会計からの繰入金でもって解消を図る計画とせざるを得ない。

しかし、現在一般会計から企業債償還分として約20,000千円の繰入を行っているほか、不良債務解消分としての約18,000千円など合計約40,000千円の繰入を行っており、このことが一般会計の大きな負担となっている。

現在償還を行っている企業債の財政融資資金については、平成6年度借入分が平成26年度に、平成7年度借入分が平成27年度に、平成10年度借入分が平成30年度にそれぞれ終了し、平成30年度に償還が全て終了することになる。指定管理者制度を導入する際、計画的に10年間で不良債務を解消することとしており、これよりも短期間で解消するとなると単年度での一般会計の負担が増大し、財政を圧迫することとなるため、当初計画のとおり不良債務解消分として約18,000千円を収益的収入に繰り入れ、企業債の償還が徐々に減少する平成27,28年度にはその減少分を不良債務解消分に充てることにより平成28年度までに解消を図っていく。

第5 各年度の第4の方策に係る収入及び支出に関する計画（決算見込額）

単位：千円

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
収入項目 一般会計繰入金 (収益的収入)	25,340	23,895	23,390	22,870	22,333	21,780	25,096	35,539
一般会計繰入金 (資本的収入)	16,525	17,015	17,519	18,040	18,576	19,129	15,813	6,222
合計	41,865	40,910	40,909	40,910	40,909	40,909	40,909	41,761

その他の収入及び支出については、参考資料「収支計画」のとおり

第6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
項目								
資金不足比率	175.1	153.1	131.0	108.9	86.9	64.8	38.2	-

説明：資金不足比率算定の際の分子となる資金不足額は平成20年度末で162,797千円であるが、その解消のために毎年度約18,000千円の繰り入れを行い、企業債の償還が減少する平成27年度には約22,000千円、平成27年度には約33,000千円を繰り入れることで解消を図る。

分母となる指定管理者の営業収益については、経済情勢等により予見しがたく、平成20年度の83,865千円で固定して算定している。

第7 その他経営の健全化に必要な事項

現在、指定管理者制度により国民宿舎を運営しているが、指定管理者による運営が困難となった場合、従来のような直営による経営を行わず施設の運営を休止し、会計の廃止を検討する。また、指定管理者による運営を行う場合であっても、毎年度の経営状況を注視し、新たな財政負担が生じないよう施設の存続について検討を行う。